

特産作物振興事業補助金

【事業内容】

・農業経営の安定を図るとともに、地域特性を活かした農業振興に資するため、苗、種子購入に要する経費、新規取組者及び経営面積拡大者の初期投資に要する資材の経費の一部を助成する。

【補助対象者】

・農業者が組織する生産者団体。

【補助額】

・事業費の30%以内。

【その他】

・対象作物、初期投資に要する対象資材についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

・本宮市産業部農政課農政係 TEL:0243-24-5385